

岩手県告示第789号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成28年10月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 都市計画の種類 都市施設（道路）

2 都市計画を変更する土地の区域

（1） 二戸郡一戸町一戸字上野から西法寺字西法寺まで（別紙図面のとおり。）

（2） 二戸郡一戸町一戸字本町から高善寺字蒼前久保まで（別紙図面のとおり。）

3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所

（1） 期間 平成28年10月19日から同年11月2日まで

（2） 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県北広域振興局土木部二戸土木センター並びに一戸町役場

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。